

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成28年3月31日（平成28年（行情）諮問第284号）

答申日：平成28年9月14日（平成28年度（行情）答申第322号）

事件名：職員等による告発等報告（平成22年）の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「職員等による告発等報告（職員等による告発等てん末報告を含む）（平成22年）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、異議申立人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年12月24日付け法務省矯総第4349号により法務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その一部の取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）異議申立書

ア 異議申立ての趣旨

不開示とされた部分の内、「事件送致をした日」「事件名」「加害者及び被害者の身分」「事件の概要」「傷害の程度」「使用した器具等」「報告番号」「てん末の概要」は、公にされても特定の個人を識別したり特定の個人の権利利益を害する結果を生ずる可能性はごく低く、且つ、大部分は既に新聞等で特定の個人を具示した上で憲法上の権利上から公開された情報である為、法5条1号に該当しない又は同号イに該当する若しくは法7条を適用すべき情報であったことは明らかである為、本件異議申立てに係る処分の取消しを求めます。

イ 異議申立ての理由

本件異議申立てに係る処分は、①（「報告番号」を除き）当局が新聞社等に（守秘義務にすら背いて）慣例的にリークして新聞等に掲

載させてるのと同様以下の個人に関する情報及び公開裁判の情報であり、既に公開されている且つ公開されることが慣例化している情報である②仮に本件異議申立てに係る不開示情報が公にすれば特定の個人の権利利益を害する情報であると認識しているとするれば、前述のそれ以上の個人情報のリーク行為等は重大な違憲行為且つ守秘義務違反、又は、係るリーク情報は公益上公開すべき情報であった、ということである③以前には、てん末部を除きこれらの情報も開示されている情報である。

よって、本件異議申立てに係る不開示情報が、法5条1号に該当しない又は同号イに該当する若しくは法7条を適用すべき情報であったことは明らかである為、本件異議申立てに係る処分の取消しを求めます。

(尚、私が係る情報の開示を求めるのは、議員への請願依頼をする準備として、施設毎の「事件送致の数」「事案の種類」「被害等の程度」「処分等の内容」を比較し、(別の懲罰件数等情報を参考にしながら)事件送致の恣意性の有無や再犯率等との相関性を調べる為です。その為、詳細な内容のものでなくとも、例えば、『職員等による告発等事案表(平成〇年度発覚事案分)』として、「事件送致施設・事件発覚日・事件送致日・事件名・加害者身分・被害者身分・被害の程度・処分等の内容」を、1事案1行又は2行で羅列された文書、これが存在する又は10年前分頃から作成されるのであれば、処分庁に不開示部分の抹消手続を負担させたりこちらも高額となる本件異議申立てに係る文書は不要ですので、本件異議申立ては(本件異議申立てに係る処分に係る開示請求を、『職員等による告発等事案表』の平成21年度～平成24年度発覚分に切り換える取扱いをして頂けるのであれば、)取下げます。)

(2) 意見書

全体としては、異議申立書に記載の通りですが、加えて、以下に諮問庁の理由説明書に対応して述べていきます。

ア 第3の2(1)のイだが、法5条1号本文前段への該当性を有するとしているが、同規定は「個人識別性情報等」の不開示を認めているものであって、「個人識別性情報等が一部に記載されている文書全体」の不開示を認めたものではない為、文書全体への開示除外規定としている諮問庁の主張は失当である。

また、2の様な錯誤を有している事実は、本件処分全体に関し、諮問庁及び諮問庁の監督下にある情報報告庁が法規及び法理を把握していない事実の証左である。

イ 同上のイだが、まず、「1年以上が経過しており、」としているが、

刑事訴訟法53条1項は「何人も、被告事件の終結後、訴訟記録を閲覧することができる」としており、刑事確定訴訟記録法4条2項によればそれは判決書以外に関してすら3年以内は可能としており、同期間内であれば原則的に閲覧に公益性があると推定（具体の事情によって、犯人や関係人等の権利利益が害されるおそれが認められる場合を除く）されており、諮問庁の同主張は失当である。

また、「加害者の身分」には刑務官や懲役受刑者等が考えられるが、これをもってどの様に個人を識別できるのか不明であり、仮に他の新聞記事等の情報から識別が可能だとしてもその場合新聞記事等の情報のみで個人を識別できているのであり、また、「行政の適正化上公表すべき情報である為に公表された情報」との照合によつての識別性を危惧しているのであれば、同情報はその目的上識別させる為に公表された情報である為、識別可能性の有無によらずこの種の情報には隠避せずに公表すべき事情を有しているものである。

ウ 同上のウだが、「事件送致」という公務員の職務が恣意的に行われたりすればそれは人の生活及び財産並びに名誉等を著しく傷害する為、恣意的な事件送致の危殆下に居る者の生活及び財産並びに名誉等を保護する為には恣意性の有無等を調査する為には事件送致の実施状況は開示させる必要が非常に高い情報であり、法5条1号但書き口に該当することは明らかである。

また、加害者が公務員の場合、刑法195条等の特別公務員暴行陵虐罪を行ったとすれば、同犯行は「その職務を行うに当たり」等の構成要件に該当するがゆえに同罪が適用されるのであり、且つ、同犯人の行為に関して被害者は国に国家賠償請求を行えるのである為、明確に（不法とは言え）公務員の職務遂行の内容に係る情報である為、諮問庁の主張は失当である。

被害者が公務員の場合であっても、公務執行妨害罪であればやはり同様であり、且つ、事件送致という職務行為自体も被害職員及び監督職員がどういった事案を事件化しようとしたのかの職務遂行の内容に係る情報である為、やはり諮問庁の主張は失当である。

エ 同上のエだが、諮問庁の主張は部分開示する為のマスクング等の職務を厭つての怠慢に過ぎず、実際、その職務を厭わなかった別の開示担当職員の方の時では、今回は一切不開示とされたのと同様の別添の4枚の別年度の「職員等による告発等報告」（添付資料略）を、適宜個人識別性情報等をマスクング等して開示して頂いている。

諮問庁は、加害者等の権利等を慮っている体を装っているが、実際には、①部分開示手続きの職務の怠慢②刑務官による加害行為の隠蔽③刑務官の不当職務等による加害行為の誘発性の隠蔽④事件送致

等の恣意性の隠蔽，これらの為の不開示である。

末尾④に補足説明すれば，同じ東京矯正管区での統一フォームでの報告であるにもかかわらず，特定刑事施設長は「使用した器具」を記す欄に，加害者が被収容者である為より悪質性を演出する為に本来「該当なし」であるにもかかわらず「手けん」と「器具」ではないものをわざわざ記し，一方，特定刑事施設長は加害者が（罪名から察するに）同僚である為ひしゃくでの暴行の事実があるにもかかわらず「該当なし。」と記している。また，加害者が被収容者で被害者が刑務官であれば，自然に放置しているだけで痛みがなくなるこぶやアザ程度でも「5日間の“加療を要する”傷害を負った」等として（「暴行罪」等ではなく）「傷害罪」として事件送致とするが，加害者と被害者の身分が逆の時はそれ以上の暴行であったと疑われる事案でも傷害の程度は「該当なし」として（「傷害罪」等ではなく）「暴行罪」等として事件送致している。こうした不適正で違法な事実は，別添の4枚を含む同文書（添付資料略）が開示されていなければ発見できず隠蔽されたままであり，今後も恒常的に行われ続けていたことが容易に予測される事実だったものである。

オ 第3の2（2）のア乃至エに関しても本書面のア乃至エの通りだが，加えて，同イで諮問庁は「報道発表されておらず，」としているが，公開裁判であった点及び刑事訴訟法53条1項等の規定の存在上，公表されている情報である為，諮問庁の主張は失当である。

カ 第3の2（3）について，前述ウ及びエでも少し述べた様に，社会の成員を保護する公益上，行刑の適正さを調査等し問題点が発見されれば告発等をする必要があり，それは，特定刑事施設での過剰且つ不当な制限や職員による強圧的又は感情的対応といった処遇への不満から国及び社会への憎しみに近い嫌悪感を持って出所した特定個人名被告の様に，不適正な行刑は特定地域の少年少女殺害事件を引き起こす等して社会の安全を著しく脅かす為，それを防ぐ必要上仮に不開示が妥当な情報であったとしても，社会全体及び社会の成員各人の権利・利益の保護という公益上，（例えば刑事確定訴訟記録法6条の義務と同様の義務を通知した上で，）法7条に基き開示すべきなのである。

キ 尚，別紙の3中，詳細な現場が一定以上に特定される情報（居室棟の階数・工場名・居室番号）の不開示には異議はありません。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は，理由説明書によると，おおむね以下のとおりである。

- 1 本件異議申立ては，法務省が保有する「職員等による告発等報告（職員等による告発等てん末報告を含む）（平成22年）」の開示請求について，

処分庁が、行政文書開示決定通知書をもって、その一部を不開示とする決定（以下、第3においては「本件決定」という。）を行ったものに対するものであり、異議申立人は、本件決定のうち、事件送致をした日、事件名、加害者及び被害者の身分、事件の概要、傷害の程度、使用した器具等、報告番号及びてん末の概要（以下、第3においては「本件不開示部分」という。）について開示を求めていることから、以下、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

職員等による告発等報告とは、職員により職務の遂行に関してされた被収容者の犯罪事実に対する告発、被収容者若しくは部外者の犯罪事実に対する通報若しくは事件送致をした場合、矯正定期報告規程（平成8年法務省矯総訓第518号法務大臣訓令）に基づき、矯正施設の長が矯正局長及び当該矯正施設を所管する矯正管区長宛てに、当該申立てがされた場合の状況及びそのてん末の状況を取りまとめて報告したものであり、本件対象文書は、事件の概要等を取りまとめた告発等報告と、そのてん末を取りまとめたてん末報告に分類される。

(1) 告発等報告について

告発等報告は、「文書番号・日付・報告先・報告元」欄のほか、報告内容として、「表題及び該当月」、「番号」、「種類」、「あて先」、「年月日」、「事件名」、「加害者」、「被害者」、「事件の概要」、「傷害の程度」及び「使用した器具」の各欄から構成されており、本件対象文書では、「年月日」、「事件名」、「加害者」、「被害者」、「事件の概要」、「傷害の程度」及び「使用した器具」の各欄に記載された情報（当該欄の内容として別紙の3に記載された情報を含む。）の一部又は全部が不開示（以下「当該不開示部分①」という。）とされているところ、このうち、異議申立人が開示を求めているのは、事件送致をした日、事件名、加害者及び被害者の身分、事件の概要、傷害の程度及び使用した器具等の情報である。

以下、不開示情報該当性を検討する。

ア 法5条1号本文前段該当性について

本件対象文書には、加害者の氏名等が記載されており、また、一部を除き被害者の氏名等が記載されていることから、各行ごとに一体として当該加害者及び被害者に係る法5条1号本文前段に該当すると認められる。

イ 法5条1号ただし書イ該当性について

本件対象文書のうち、「文書番号・日付・報告先・報告元」欄に「日付・報告元」として、①「平成22年5月7日・特定少年施設長A」、②「平成22年9月2日・特定刑事施設長B」、③「平成

22年12月2日・特定刑事施設長B」，④「平成22年12月2日・特定少年施設長C」，⑤「平成22年12月3日・特定刑事施設長D」，⑥「平成22年12月7日・特定少年施設長E」及び⑦「平成23年1月5日・特定刑事施設長B」と記載されたものを除き，個別の事件ごとに報道発表がされており，公表資料において，別紙の3に掲げる不開示部分の情報と同様の記述内容が記載されているが，当該報道発表から本件開示請求までの間に1年以上が経過しており，当該期間の経過による社会的影響及び事件に関する社会一般の関心ないし記憶の低減と事件を起こした被収容者又は職員の権利利益の擁護の必要性等を併せ考えると，別紙の3に掲げる不開示部分のうち，「加害者の身分」については，一体として個人を識別することができる部分，その余の不開示部分については，個人を特定する手掛かりとなる情報であるから，これらについては，もはや現に「公にされている情報」とも，「公にすることが予定されている情報」とも認められない。

また，別紙の3に掲げる不開示部分以外の不開示部分については，上記公表資料において同様の記述内容の記載はなく，上記①ないし⑦に係る事件についての報道発表もされておらず，その他，これらの部分が公にされ，又は公にすることが予定されているとすべき事情も認められない。

したがって，当該不開示部分①は，法令の規定により又は慣行として公にされ，又は公にすることが予定されている情報とは認められず，法5条1号ただし書イに該当するとは認められない。

ウ 法5条1号ただし書ロ及びハ該当性について

当該不開示部分①に記載されている情報は，人の生命，健康，生活又は財産を保護するために，何人に対しても開示することが必要であると認めるべき特段の事情があるとはいえないことから，法5条1号ただし書ロに該当するとは認められない。

また，加害者又は被害者が公務員であり，当該不開示部分①の中に職務に関する部分が含まれているとしても，事件送致等されること又は加害者から暴行等されることは，当該職員に分任された職務遂行の内容に係る情報とは認められないことから，法5条1号ただし書ハに該当するとは認められない。

エ 法6条2項の部分開示の可否について

本件対象文書は，各行ごとに当該加害者及び被害者に係る法5条1号本文前段に該当すると認められるところ，当該不開示部分①について，以下，法6条2項による部分開示の可否を検討する。

当該不開示部分①のうち，当該加害者及び被害者の身分について

は、一体として当該加害者及び被害者の個人識別部分に該当することから、法6条2項による部分開示をすることはできない。

また、その余の不開示部分については、事件を送致等した日、事件名、当該事件等に係る個別具体的な概要、当該加害者及び被害者の動静等並びに被害者の負傷の程度、加害者が使用した器具等の情報が記載されているところ、これらの情報が開示された場合、既に開示されている情報と併せることにより、職員や同時期に同施設に収容されていた者等の関係者にとっては、当該加害者及び被害者をある程度特定することが可能となり、一般的に他者に知られることを忌避する性質の情報である、事件の詳細が、当該関係者等に知られることとなり、当該加害者及び被害者の権利利益を害するおそれがあると認められることから、法6条2項による部分開示をすることはできない。

(2) てん末報告について

てん末報告は、「文書番号・日付・報告先・報告元」欄のほか、報告内容として、「表題及び該当月」、「報告番号」、「事件名」、「加害者」、「被害者」及び「てん末の概要」の各欄から構成されており、本件対象文書では、「報告番号」、「事件名」、「加害者」及び「被害者」の各欄の全部並びに「てん末の概要」欄の一部又は全部が不開示（以下「当該不開示部分②」という。）とされているところ、このうち、異議申立人が開示を求めているのは、報告番号、事件名、加害者及び被害者の身分並びにてん末の概要の情報である。

以下、不開示情報該当性を検討する。

ア 法5条1号本文前段該当性について

本件対象文書には、加害者の氏名等が記載されており、また、一部を除き被害者の氏名等が記載されていることから、各行ごとに一体として当該加害者及び被害者に係る法5条1号本文前段に該当すると認められる。

イ 法5条1号ただし書イ該当性について

本件対象文書に係る事件のてん末については、いずれも報道発表されておらず、その他、当該情報が公にされ、又は公にすることが予定されているとすべき事情も認められない。

したがって、当該不開示部分②は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、法5条1号ただし書イに該当するとは認められない。

ウ 法5条1号ただし書ロ及びハ該当性について

当該不開示部分②に記載されている情報は、上記(1)ウと同様の理由で法5条1号ただし書ロ及びハに該当するとは認められない。

エ 法6条2項の部分開示の可否について

本件対象文書は、各行ごとに当該加害者及び被害者に係る法5条1号本文前段に該当すると認められるところ、当該不開示部分②について、以下、法6条2項による部分開示の可否を検討する。

当該不開示部分②のうち、当該加害者及び被害者の身分については、一体として当該加害者及び被害者の個人識別部分に該当することから、法6条2項による部分開示をすることはできない。

また、その余の不開示部分については、報告番号、事件名及びてん末の概要等の情報が記載されているところ、これらの情報が開示された場合、既に開示されている情報と併せることにより、職員や同時期に同施設に収容されていた者等の関係者にとっては、当該加害者及び被害者をある程度特定することが可能となり、一般的に他者に知られることを忌避する性質の情報である、事件の詳細が、当該関係者等に知られることとなり、当該加害者及び被害者の権利利益を害するおそれがあると認められることから、法6条2項による部分開示をすることはできない。

(3) 法7条の規定による裁量的開示について

異議申立人は、法7条の規定により、裁量的に開示すべきである旨の主張を行っているが、本件不開示部分が法5条1号に該当することは上述のとおりであって、本件不開示部分を公にすることにこれを上回る公益上の必要性があるとは認められないため、同条による裁量的開示をしなかった処分庁の判断に、裁量権の逸脱又は濫用があるとは認められない。

3 以上のとおり、本件決定は、妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成28年3月31日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年4月12日 | 審議 |
| ④ 同年5月2日 | 異議申立人から意見書を收受 |
| ⑤ 同年7月26日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ 同年9月12日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「職員等による告発等報告（職員等による告発等てん末報告を含む）（平成22年）」であり、処分庁は、その一部を法5条1号、4号及び6号に該当するとして不開示とする決定を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分のうち、「事件送致をした日」、

「事件名」，「加害者及び被害者の身分」，「事件の概要」，「傷害の程度」，「使用した器具等」，「報告番号」，「てん末の概要」の部分（ただし，意見書において異議を取り下げた，別紙の3中の居室棟の階数・工場名・居室番号を除く。）（以下「本件不開示部分」という。）の開示を求めているが，諮問庁は原処分を妥当としていることから，以下，本件対象文書の見分結果を踏まえ，本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 職員等による告発等報告について

職員等による告発等報告とは，職員により職務の遂行に関してされた被収容者の犯罪事実に対する告発，被収容者若しくは部外者の犯罪事実に対する通報若しくは事件送致をした場合，矯正定期報告規程に基づき，矯正施設の長が矯正局長及び当該矯正施設を所管する矯正管区長宛てに，当該申立てがされた場合の状況及びそのてん末の状況を取りまとめた報告したものであり，本件対象文書は，（1）事件の概要等を取りまとめた告発等報告と，（2）そのてん末を取りまとめたてん末報告に分類される。

諮問庁の説明によると，

（1）告発等報告の不開示部分は，

A 報道発表等されていない事案（別紙の2に掲げる8事案）の記載部分

B 個別の事案として報道発表等されたが，

（a）公表資料の内容には含まれなかった部分（下記（b）を除く不開示部分）

（b）公表資料の内容に含まれていたが，報道発表等から1年以上経過していること等に鑑み，不開示とされた部分（別紙の3に掲げる部分）

であり，また，

（2）てん末報告の不開示部分は，報道発表等されていないとのことである。以下，これを踏まえ，検討する。

3 本件不開示部分の不開示情報該当性について

（1）告発等報告について

本件対象文書を見分したところ，告発等報告は，「文書番号・日付・報告先・報告元」のほか，毎月ごとの報告内容が表形式で記載されており，各表は，「表題及び該当月」，「番号」，「種類」，「あて先」，「年月日」，「事件名」，「加害者」，「被害者」，「事件の概要」，「傷害の程度」及び「使用した器具」の各欄から構成されていると認められる。

原処分においては，「年月日」，「事件名」，「加害者」，「被害者」，「事件の概要」，「傷害の程度」及び「使用した器具」の各欄

に記載された情報（別紙の3に記載された情報を含む。）の一部又は全部が不開示とされているところ、このうち、異議申立人が開示を求めているのは、別紙の1（1）に掲げる部分（以下「本件不開示部分A」という。）である。

ア 法5条1号該当性について

当該各報告書の表には、加害者又は被害者（ただし、「被害者」欄において既に開示されている施設長名や施設名などを除く。以下同じ。）の氏名等が記載されていることから、表の各行ごとに全体として、当該加害者又は当該被害者に係る法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

イ 法5条1号ただし書該当性について

（ア）法5条1号ただし書イ該当性について

A 報道発表等されていない事案（別紙の2に掲げる8事案）の記載部分について

諮問庁の説明によると、別紙の2に掲げる8事案については、報道発表等されていないとのことであり、その他、当該事案の不開示部分が公にされ、又は公にすることが予定されているとすべき事情も認められず、法5条1号ただし書イに該当しない。

B 個別の事案として報道発表等された事案について

（a）公表資料の内容には含まれなかった部分（下記（b）を除く不開示部分）について

上記Aと同様の理由で、法5条1号ただし書イに該当する事情は認められない。

（b）公表資料の内容に含まれていたが、報道発表等から1年以上経過していること等に鑑み、不開示とされた部分（別紙の3に掲げる部分）について

当審査会において、別紙の3に掲げる部分を見分したところ、「加害者」欄の加害者の身分並びに「事件の概要」欄に記載された居室棟、居室棟の階数、居室番号、工場名及び別紙の3（7）の事件の概要（特定職員の役職、業務内容等の情報）の記載部分が不開示とされていると認められ、このうち、異議申立人が開示を求めているのは、「加害者」欄の加害者の身分並びに「事件の概要」欄に記載された居室棟及び別紙の3（7）の事件の概要の記載部分である。

法5条1号ただし書イにいう「公にされている情報」とは、開示請求時点において公表状態に置かれている情報と評価される情報を意味すると解されるところ、加害者が事件送致等

を受けた事案のあらましが（i）加害者の身分，あるいは（ii）収容棟，事件の概要等の加害者又は被害者が誰かを知る手掛かりとなる情報とともに，過去のある時点で報道発表され，公衆が広く知り得る状態に置かれると，それにより，（i）においては，既に開示されている情報等と併せることにより，特定の個人が識別され，（ii）においては，一定の範囲の者に当該個人が特定されることとなり，一般に他人に知られることを忌避する性質の情報である，当該個人が事件送致等を受けたことに係る情報であることから，公表によりその者の権利利益が害されるおそれを生じさせることとなる。

法では，行政機関の諸活動を国民に説明する責務を全うするために，保有情報を求めに応じて開示することを原則としつつも，なお個人情報については権利利益侵害性との関係において法5条1号及び6条に基づいた調和のある開示が求められている。そうすると，過去の一時点において事案のあらましが報道発表された場合，当該あらましのうち，加害者又は被害者が誰であるかを除いた部分，すなわち当該事案の客観的態様については，時の経過を考慮する必要性が乏しいことから，特段の事情がない限り，開示請求時点においてもなお慣行として公にされ，又は公にすることが予定されている情報であるとの性質を失わないと認められる。しかしながら，上記（i）及び（ii）の被害者又は加害者が誰であるかの情報部分については，報道発表の時点から時間が経過するのに従い，事案の社会的影響や事案に関する社会一般の関心や記憶は薄れていき，新聞社名等や報道発表年月日が特定されない限り次第に公衆が知り得る状態に置かれているとはいえなくなっていくと認められる。それゆえ，報道発表後，相応の時間が経過したような場合においては，事案のあらましのうち，加害者又は被害者が誰があるかに関する情報は，もはや現に「公にされている情報」にも「公にすることが予定されている情報」にも該当しないと解するのが相当である。

当審査会において，諮問庁から上記報道発表に係る公表資料の提示を受けて確認したところ，当該部分については，当該公表資料において同様の記述内容が記載されていることが認められるが，当該報道発表日から本件開示請求時点までに1年以上という相応の時間が経過していることが認められる。そうすると，当該部分について，当該期間の経過による社会的影響及び事案に関する社会一般の関心ないし記憶の低減と

当該個人の権利利益の擁護の必要性等を併せ考えると、別紙の3に掲げる部分のうち、(i)の加害者の身分については、既に開示されている情報等と併せることにより、個人を識別することができる部分であり、(ii)その余の部分は当該個人を特定する手掛かりとなる情報であることから、これらについては、もはや現に「公にされている情報」とも、「公にすることが予定されている情報」とも認められず、法5条1号ただし書イに該当しないと認められる。

(イ) 法5条1号ただし書ロ及びハ該当性について

本件開示部分Aについては、法5条1号ただし書ロに該当する事情は認められず、また、一部の被害者又は加害者が公務員であり、当該事案の中に被害者又は加害者の職務に関係する部分を含むとしても、事件送致等をされることは、当該公務員に分任された職務遂行の内容に係る情報とはいえないことから、同号ただし書ハに該当するとも認められない。

ウ 法6条2項による部分開示の可否について

(ア) 本件不開示部分Aのうち、加害者又は被害者の身分（被収容者の法的身分や公務員の役職等）については、氏名と一体として当該加害者又は当該被害者の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分（以下「個人識別部分」という。）に該当することから、法6条2項による部分開示をすることはできない。

(イ) その余の部分には、事案の発生場所、具体的な行為態様、傷害の程度等に関する情報が記載されているところ、これを公にすると、既に開示されている告発等の年月や報告施設名等の情報と併せることにより、当該加害者又は当該被害者をある程度特定することが可能となり、一般的に他者に知られることを忌避する性質の情報である事件の詳細が、当該関係者等に知られることとなり、当該加害者又は当該被害者の権利利益を害するおそれがあると認められることから、法6条2項による部分開示をすることはできない。

(2) てん末報告について

てん末報告は、「文書番号・日付・報告先・報告元」欄のほか、報告内容として、「表題及び該当月」、「報告番号」、「事件名」、「加害者」、「被害者」及び「てん末の概要」の各欄から構成されており、本件対象文書では、「報告番号」、「事件名」、「加害者」及び「被害者」の各欄の全部並びに「てん末の概要」欄の一部又は全部が開示とされているところ、このうち、異議申立人が開示を求めているのは、別紙の1(2)に掲げる部分（以下「本件不開示部分B」という。）である。

ア 法5条1号本文前段該当性について

上記各報告書の表には、加害者又は被害者の氏名が記載されていることから、表の各行ごとに全体として、当該加害者又は当該被害者に係る法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

イ 法5条1号ただし書該当性について

(ア) 法5条1号ただし書イ該当性について

本件不開示部分Bについては、諮問庁の説明によると、(当該部分の情報を含め)各事件のてん末については、いずれも報道発表等されていないとのことであり、その他公表慣行を認める事情もないことから、法5条1号ただし書イに該当する事情は認められない。

(イ) 法5条1号ただし書ロ及びハ該当性について

上記(1)ウ(イ)と同様の理由で、法5条1号ただし書ロ及びハに該当する事情は認められない。

ウ 法6条2項の部分開示の可否について

(ア) 本件不開示部分Bのうち、加害者又は被害者の身分(被収容者の法的身分や公務員の役職等)については、氏名と一体として当該加害者又は当該被害者の個人識別部分に該当することから、法6条2項による部分開示をすることはできない。

(イ) その余の部分には、報告番号、事件名及び処分確定年月日等のてん末の概要の情報が記載されているところ、既に開示されている報告施設名等の情報と併せることにより、職員や同時期に同施設に収容されていた者等の関係者にとっては、当該加害者及び当該被害者をある程度特定することが可能となり、一般的に他者に知られることを忌避する性質の情報である事件の詳細が、当該関係者等に知られることとなり、当該加害者及び当該被害者の権利利益を害するおそれがあると認められることから、法6条2項による部分開示をすることはできない。

4 異議申立人のその他の主張について

(1) 異議申立人は、開示を求める部分は法7条(公益上の理由による裁量的開示)を適用すべき情報であったことは明らかである等申し立てるが、本件対象文書の存否に係る情報は、法5条1号の不開示情報に該当するものであり、これを開示することに、これを開示しないことにより保護される利益を上回る公益上の必要性があるとまでは認められないから、法7条による裁量的開示を行わなかった処分庁の判断に裁量権の逸脱又は濫用があるとは認められない。

(2) 異議申立人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、4号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、異議申立人が開示すべきとする部分は同条1号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一, 委員 池田陽子, 委員 下井康史

別紙

1 審査請求人が開示を求める部分

(1) 告発等報告のうち、

事件送致をした日、事件名、加害者及び被害者の身分、事件の概要、傷害の程度及び使用した器具等の情報（ただし、別紙の3中の居室棟の階数・工場名・居室番号を除く。）の記載部分

(2) てん末報告のうち、

報告番号、事件名、加害者及び被害者の身分並びにてん末の概要の記載部分

2 報道発表等されていない事案

「文書番号・日付・報告先・報告元」欄に「日付・報告元」として、

(1) 平成22年5月7日・特定少年施設長A（2件）

(2) 平成22年9月2日・特定刑事施設長B

(3) 平成22年12月2日・特定刑事施設長B

(4) 平成22年12月2日・特定少年施設長C

(5) 平成22年12月3日・特定刑事施設長D

(6) 平成22年12月7日・特定少年施設長E

(7) 平成23年1月5日・特定刑事施設長B

の記載がある8事案

3 報道発表等されたものの、公表から1年以上経過していること等に鑑み、

不開示とされた部分（ただし、異議申立人が開示を求めるのは、居室棟、「加害者」欄に記載された加害者の身分及び「事件の概要」欄の不開示部分の全部）

(1) 「文書番号・日付・報告先・報告元」欄に「文書番号・日付」として、

「特定記号第136号・平成21年2月9日」と記載された告発等報告のうち、「事件の概要」欄に記載された居室棟の階数

(2) 「文書番号・日付・報告先・報告元」欄に「文書番号・日付」として、

「特定記号第202号・平成22年3月3日」と記載された告発等報告のうち、「番号」欄に「1」と記載された行の「事件の概要」欄に記載された居室棟階数

(3) 「文書番号・日付・報告先・報告元」欄に「文書番号・日付」として、

「特定記号第688号・平成22年6月8日」と記載された告発等報告のうち、「事件の概要」欄に記載された工場名

(4) 「文書番号・日付・報告先・報告元」欄に「文書番号・日付」として、

「特定記号第822号・平成22年7月2日」と記載された告発等報告の

うち、「番号」欄に「1」と記載された行の「事件の概要」欄に記載された工場名及び「番号」欄に「2」と記載された行の「事件の概要」欄に記載された居室番号等

※ 居室番号等は、居室棟、居室棟の階数、居室番号を指す。下記（6）について同じ。

- (5) 「文書番号・日付・報告先・報告元」欄に「文書番号・日付」として、「特定記号第209号・平成22年7月5日」と記載された告発等報告のうち、「加害者」欄に記載された加害者の身分
- (6) 「文書番号・日付・報告先・報告元」欄に「文書番号・日付」として、「特定記号第1097号・平成22年9月2日」と記載された告発等報告のうち、「番号」欄に「1」及び「2」と記載された行の「事件の概要」欄に記載された居室番号等
- (7) 「文書番号・日付・報告先・報告元」欄に「日付」として、「平成22年11月8日」と記載された告発等報告（「被害者」欄が空欄のもの）のうち、「事件の概要」欄の不開示部分の全部
- (8) 「文書番号・日付・報告先・報告元」欄に「日付」として「平成23年1月4日」,同欄の欄外上部に「特定記号第2号」とそれぞれ記載された告発等報告のうち、「事件の概要」欄に記載された居室棟階数
- (9) 「文書番号・日付・報告先・報告元」欄に「文書番号・日付」として、「特定記号第44号・平成23年1月7日」と記載された告発等報告のうち、「番号」欄に「2」と記載された行の「加害者」欄に記載された加害者の身分